

春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が締結する物品の製造の請負、買入れ、修繕、売払い又は借入れ及び業務の委託（以下「物品売買等」という。）契約についての一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者並びに随意契約をしようとする者に必要な資格等について定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 共同システム 埼玉県及び市町が電子入札のため共同運営する埼玉県電子入札共同システムをいう。
- (3) 定期受付 埼玉県が告示した受付期間において、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。
- (4) 随時受付 定期受付以外で、新規申請又は変更申請を受け付けることをいう。
- (5) 新規申請 定期受付又は随時受付において、共同システムの「物品等」に登録のない者を登録する場合の申請をいう。
- (6) 更新申請 定期受付において、共同システムの「物品等」に登録のある者について、登録の更新、登録内容の変更等を行う場合の申請をいう。
- (7) 変更申請 随時受付において、共同システムの「物品等」に登録のある者について、登録内容の変更等を行う場合の申請をいう。

追加〔令和6年規則42号〕

(競争入札の参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、競争入札参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者（以下「名簿登載者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システム（インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行うシステムをいう。以下この項において同じ。）を利用して行う入札については、当該入札に参加することができる者は、市長が別に定める審査を受け、公有財産売却システムを通じて参加資格を付与された者とする。

一部改正〔平成30年規則53号〕

(資格審査の実施)

第3条 定期受付における資格審査は、隔年ごとに1回実施する。

2 随時受付における資格審査は、新規申請又は更新申請があったときに実施する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 営業に関し必要な登録、免許、許可等（以下「登録等」という。）を受けていない者

4 資格審査は、営業種目ごとに行うものとする。

一部改正〔令和元年規則43号・6年42号〕

(資格審査の申請)

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、共同システムを利用し、新規申請又は更新申請を行わなければならない。

一部改正〔平成25年規則36号・令和6年42号〕

(資格者名簿への登載等)

第5条 市長は、資格審査を受けた結果、適格であると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

2 市長は、前項の資格者名簿を有効期間内において公表するものとする。

一部改正〔令和6年規則42号〕

(参加資格の有効期間)

第6条 定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から起算して2年間とする。

2 随時受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日からその直前に行われた定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の満了する日までとする。

一部改正〔令和6年規則42号〕

(変更等の届出)

第7条 名簿登載者は、次に掲げる事項について変更（代理人の新設を含む。）があったときは、共同システムを使用し、直ちに物品等競争入札参加資格変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地、住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (3) 法人の代表者
- (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名
- (5) 代理人
- (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (7) 代理人の役職名又は氏名
- (8) 許可又は登録の有無
- (9) 協同組合等の役員又は組合員
- (10) 資本金
- (11) その他市長が必要と認める事項

2 名簿登載者及びその関係人は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、共同システムを使用し、直ちに物品等競争入札参加資格変更届を提出しなければならない。

- (1) 第3条第3項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき、及び更生計画の認可がなされたとき。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき、及び再生計画の認可がなされたとき。

一部改正〔令和6年規則42号〕

(参加資格の承継)

第8条 相続、合併、分割又は事業譲渡により、資格審査を受けた者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、共同システムを使用し、直ちに、物品等競争入札参加資格承継申請を行わなければならない。

一部改正〔令和6年規則42号〕

(資格者名簿からの抹消)

第9条 市長は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消することができる。

(1) 第7条第1項又は第2項（第3号及び第4号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

(2) 申請又は届出の内容に虚偽があったとき。

(3) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき、又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

一部改正〔平成21年規則40号・23年27号・令和6年42号〕

（資料提出等の請求）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、名簿登載者に対し、その都度、資料の提出又は説明を求めることができる。

一部改正〔令和6年規則42号〕

（随意契約の相手方）

第11条 この規則の規定は、特別な理由がある場合を除き、随意契約の相手方について準用する。

一部改正〔令和6年規則42号〕

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和6年規則42号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前までに、春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成16年春日部市規則第56号）又は庄和町建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則（平成14年庄和町規則第23号）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年11月28日規則第88号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日規則第65号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資格審査に係る申請から適用し、同日前の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月14日規則第27号）

この規則は、平成23年7月14日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月28日規則第113号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第53号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月8日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に市長が作成している改正前の春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則に定める春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿（以下「旧資格者名簿」という。）は、改正後の春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（以下「新規則」という。）に定める春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧資格者名簿に登載されている者に係る変更等の届出、参加資格の承継及び旧資格者名簿からの抹消については、新規則の規定にかかわらず、令和7年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月28日規則第30号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。